

報告事項エ

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理者募集要項（案）の概要について

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理者募集要項（案）の概要について、別紙のとおり報告します。

平成30年6月7日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家

家の指定管理者募集要項（案）の概要

平成30年6月7日
社会教育課

平成31年度から鳥取県立社会教育施設（鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）、鳥取県立船上山少年自然の家（以下「船上山少年自然の家」という。）及び鳥取県立大山青年の家（以下「大山青年の家」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>ア 生涯学習センターの施設設備の維持管理及び運営に関する業務</p> <p>イ 生涯学習センターの利用の許可、利用料金の徴収・減免等に関する業務</p> <p>ウ 生涯学習の普及振興に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務(学習相談、団体支援、独自に企画する業務、利用促進等) とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務 生涯学習情報の提供に関する業務 	<p>※両施設は一部指定管理施設である。 (施設の利用者に対する体験活動等の指導は、県職員(指導員)が行い、施設設備の維持管理・利用許可に関する業務等及び指導に係る実施補助業務について指定管理者が行う。)</p> <p>ア 施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 管理運営の補助に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の利用許可等に関する事務手続 使用料等の徴収・減免等 <p>ウ 受入事業・主催事業の実施補助業務 施設の行う受入事業・主催事業(以下「受入事業等」という。)の実施に係る補助業務(予約等受付、準備、片付け、資料印刷・発送、支払、用品等の管理・購入、アンケート集計、体験活動の補助 等)</p> <p>受入事業：学校等団体が集団宿泊体験等を行うため、目的・研修計画を持って施設を利用すること 主催事業：施設が自ら企画し、利用者に自然体験活動等を行わせること</p>

(2) 管理の基準（基本的事項）

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>ア 開館時間、休館日等は、あらかじめ教育委員会の承認を得て決定する。</p> <p>イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(以下「生涯学習センター条例」という。)に基づいて行う。</p> <p>ウ 利用料金は別に定める金額を標準として、利用料金の減免基準は別に定める基準を下限として、あらかじめ知事の承認を得て決定する。</p>	<p>ア 休所日、使用料等は鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(以下「設置管理条例」という。)で定めるところによる。</p> <p>イ 利用許可については、設置管理条例に基づいて県が決定し、その事務手続を指定管理者が行う。</p> <p>ウ 使用料の減免については、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則等に基づいて県が決定し、その事務手続を指定管理者が行う。</p>

(3) 人員配置等

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>ア 館長相当職（常勤職員）を1名配置すること。</p> <p>イ 次の資格等を有する職員を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲種防火管理者 ・機械及び電気関係の専門課程を修了 ・舞台照明及び音響設備の操作に精通 <p>ウ 受付業務のできる職員を、常時1名以上配置すること。</p> <p>エ 利用者からの生涯学習に関する学習相談に対応できる職員を、常時1名以上配置すること。</p>	<p>ア 受付等の業務のため、職員を常時2名以上配置すること。</p> <p>イ 受入事業等を実施する際は、補助のため上記アとは別に職員を1名以上配置すること。</p> <p>ウ 警備のため、宿直職員を1名以上配置すること(休所日は終日配置)。</p> <p>エ 次の資格等を有する職員を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級ボイラー技師 ・危険物取扱者(乙類) ・甲種防火管理者 <p>オ 体験活動の補助ができる職員を配置すること。</p> <p>カ 委託業務を総括する職員を定めること。</p>

2 利用料金等の取扱い

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>施設利用料金やレストラン等の利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。</p>	<p>使用料は県の収入とし、シーツ料金・体験活動経費等利用者へのサービス提供に伴う収入は指定管理者の収入とする。</p>

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、下記の額を上限として、指定管理料を支払う。

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>金額：461,759千円</p> <p>内訳：(H31年度)91,679千円 (H32～35年度)92,520千円</p>	<p><船上山少年自然の家></p> <p>金額：200,210千円</p> <p>内訳：(H31年度)39,750千円 (H32～35年度)40,115千円</p> <p><大山青年の家></p> <p>金額：190,867千円</p> <p>内訳：(H31年度)37,895千円 (H32～35年度)38,243千円</p>

※H31年10月から消費税率が変更となることを想定した額

4 指定期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 [5年間]

5 主な応募資格 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 主な指定管理制度の改正 候補者の選定基準にネーミングライツの提案を追加

(標準的要件) 命名権者は指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができる。

- ・公共施設の命名権者としてふさわしい企業であること(暴力団、風俗業等を除く。)
- ・公共施設にふさわしい愛称であること。施設の設置目的がイメージできるものであること。
- ・愛称を提案する対価は年額100万円以上(指定管理料を下げるのではなく別途納入) ほか

(独自要件)

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
無し	愛称には、県立船上山少年自然の家は「船上山少年自然の家」を、県立大山青年の家は「大山青年の家」を入れること。

(費用負担)名称変更に伴う経費等は命名権者が負担。県が発行する施設パンフレット等は県負担。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査委員会（要項等の審査） | 平成30年6月5日 |
| (2) 募集の開始 | 平成30年6月18日（月）予定 |
| (3) 募集の締切 | 平成30年8月1日（水）予定 |
| (4) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年8月中旬 |
| (5) 審査結果の通知・公表 | 平成30年8月中旬 |
| (6) 指定管理者の指定 | 平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

8 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者1名、税理士1名、各施設に関する有識者2名、教育委員会事務局次長〔計5名〕

(3) 選定基準

ア 生涯学習センター

	選定基準	審査項目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定 ・個人情報保護、情報の公開 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握、対応方針 等
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料の多寡
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定 家庭教育協力推進企業の協定 等 ・管理運営状況の実績評価
5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。 (生涯学習センター条例第5条第1号)	・教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ・教育委員会との連携及び調整方策
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項 (生涯学習センター条例第5条第3号)	・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営及び生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針 ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営能力 ・生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力
7	その他(指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

イ 船上山少年自然の家・大山青年の家

	選 定 基 準	審 査 項 目
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の方針 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者等の要望の把握、対応方針 ・事故、事件の防止、緊急時の対応 ・施設の設置目的に沿ったサービス、事業の内容等
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料の多寡
3	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定 家庭教育協力推進企業の協定 等 ・管理運営状況の実績評価
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること (設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・所内での連携について ・受入事業等の実施の際の協力方法
5	その他 (設置管理条例第7条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツに係る提案